

担 任	支援担任

【生徒指導グループ】

保健室受領日()

担任受領日()

かながわけんりついでせはらこうとうがっこうちやうあて
神奈川県立伊勢原高等学校長宛

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

がっこうかんせんしょうとどけ 学 校 感 染 症 の 届

以下の通り、主治医から学校感染症に罹患したとの診断を受け、出席停止を指示され療養しました。必要書類を添えて報告します。

せいとしめい 生徒氏名	ねん 年 くみ 組 ばん 番 しめい 氏名
がっこうかんせんしょうめい 学校感染症名	
しゅっせきていし 出席停止を しじ 指示された期間	れいわ ねん がつ にち 令和 年 月 日()から れいわ ねん がつ にち 令和 年 月 日()まで <u> </u> 日間
しんさつ 診察を受けた いりようきかんめい 医療機関名	じゅしんび 受診日: ねん ねん がつ にち 令和 年 月 日()
てんがしよるい 添付書類	<input type="checkbox"/> ちょうざいほうしゅうめいさいしよ 調剤報酬明細書 <input type="checkbox"/> その他()
びこう 備考	

ほごしゃしめい
保護者氏名

じしよ
(自署)

ていしゅつぎげん とうこうさいかいご しゅうかん げんそく すみ ていしゅつねが
提出期限は登校再開後1週間です(原則)。速やかにご提出願います。

学校感染症報告書の提出について(お願い)

学校感染症にかかった場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の扱いとなります。医師の指示する期間、登校せずに療養してください。

なお、医師から診断を受けましたら、すぐに学校へご連絡ください。また医師より登校許可ができましたら、表の「学校感染症報告書」に保護者の方が記入、署名の上、「処方された薬の説明書のコピー」と一緒に学校に提出してください。医師による診断書等の提出は不要です。

学校感染症とお休みする期間の目安

分類	病名	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る)及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

※「その他の感染症」につきましては、感染症の種類や各地域、学校における感染の発生や流行等を考慮の上で学校長の判断となります。必ず出席停止を行うものではありません。罹患した際は学校へご相談ください。